

資料6

第2回障害者差別解消支援地域協議会
令和4年3月4日(金)

障害福祉に関する特設ページの作成検討について

現在の障害福祉に関するホームページ(佐倉市)

障害福祉課

新着情報

- 11月30日 [障害者福祉のしおり](#)
- 11月29日 [業務紹介](#)
- 11月1日 [難病等の方も障害福祉サービス等を利用できます](#)
- 10月26日 [東京2020パラリンピック入賞者の表彰について](#)
- 10月25日 [日常生活用具一覧](#)

お知らせ

- [佐倉市障害福祉施設等感染拡大予防のための支援事業](#) [2020年6月22日]
- [佐倉市障害福祉を支えるひと支援事業](#) [2020年6月22日]
- [障害者福祉のしおり](#) [2021年11月30日]
- [難病等の方も障害福祉サービス等を利用できます](#) [2021年11月1日]
- [東京2020パラリンピック入賞者の表彰について](#) [2021年10月26日]
- [令和3年度佐倉市障害者団体活動支援事業補助金交付団体の募集について](#) [2021年7月16日]
- [ちば障害者専用駐車区画利用証制度が7月からスタートしました。](#) [2021年7月7日]
- [障害者作品展の開催中止について](#) [2021年6月23日]
- [障害を有する方の新型コロナウイルスワクチン接種について](#) [2021年6月9日]
- [佐倉市新型コロナウイルス感染症緊急支援事業費\(障害福祉サービス分\)について](#) [2021年6月3日]
- [第6次佐倉市障害者計画・第6期佐倉市障害福祉計画について](#) [2021年5月14日]
- [暗所視支援眼鏡が日常生活用具の給付対象になりました](#) [2021年4月3日]
- [佐倉市難病者等見舞金支給制度について](#) [2021年3月11日]
- [自立支援医療受給者証\(精神通院\)の有効期限延長措置の終了について](#) [2020年12月25日]
- [障害福祉サービス](#) [2020年10月28日]

(参考) 愛媛県西予市のホームページ

もしものときに



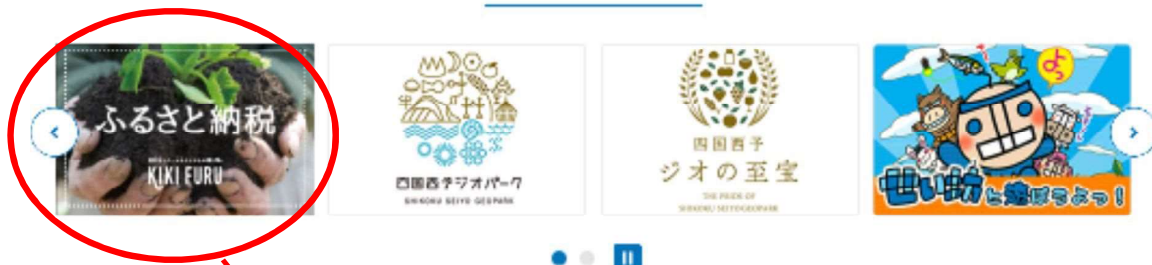
ご利用ください



新着情報



ピックアップ



市のホームページの中に特設サイトを作成する！



- トップ画面
- ふるさと納税とは**
- お礼品の紹介
- 手続きの流れ
- 使い道と実績
- 企業ふるさと納税

- はじめに
 - 市長からのご挨拶
- メニュー
 - ふるさと納税とは**
 - お礼品の紹介
 - 手続きの流れ
 - 使い道と実績
 - 企業ふるさと納税



ふるさと納税総合サイト

ふるさとチョイス

愛媛県西予市
お礼の品一覧ページはこちら

西予市への
ふるさと納税はこちら

さとふる

愛媛県西予市

ふるさと納税とは

シェア Tweet

ふるさと納税とは

「納税」という言葉がついていますが、実際には自治体への「寄附」のことです。

一般的に自治体に寄附した場合、確定申告を行うことでその寄附金額の一部が所得税、及び住民税から控除されます。

ふるさと納税では、自己負担額の2,000円を除いた金額が控除の対象となります。
(全額控除される寄附金額には、収入や家族構成等に応じて一定の上限があります)

納税額の目安 >
参考：総務省ふるさと納税HP



視覚的にわかりやすいデザインとする

メイン写真

★キャッチコピー

(仮) みんなで支える障害福祉（佐倉市障害者支援サイト）

●誰かに相談を！

- ・生活の困りごと、サービスの利用
- ・身体に関すること
- ・精神に関すること
- ・発達、療育に関すること

●障害がある人を支える団体、サークル、関係機関

- ・障害者団体
- ・パラスポーツ
- ・サークル

各団体・事業者等へ掲載希望を公募し、障害に関連することであれば広く掲載する。

（障害者団体・サークルは市内に限らず掲載）

●市内の障害福祉施設・事業所

- ・（掲載希望を募集して）事業所のリンク集

●イベント情報

- ・市からの情報（各種制度の更新手続きのご案内 等）
- ・事業所からの情報（広く参加できるイベント 等）

●障害者手帳

●医療

●手当・年金

●日常生活支援

●外出支援

●料金・税金・交通運賃の減免

これまでの市ホームページの掲載情報を整理して、知りたい情報にたどりつきやすいものにする。

●知っていますか？

- 佐倉市障害者計画・佐倉市障害福祉計画
- 障害者差別解消法について
- 用語集

事業所向けの情報

- 市からの情報
 - ・佐倉市障害者総合支援協議会
 - ・合理的配慮の提供に向けた体制整備について
- 事業所からの情報

[トップ](#) [各課の窓口](#) [障害福祉課](#) [お知らせ](#)

障害者差別解消への取り組みについて

[2022年2月8日] ID:13888

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

障害者差別解消法の詳細は、内閣府のホームページを参照してください。

【外部リンク】 [内閣府 障害を理由とする差別の解消の推進\(別ウィンドウで開く\)](#)

障害を理由とする差別とは

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※社会的障壁：障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの

- (1)社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- (2)制度(利用しにくい制度など)
- (3)慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- (4)観念(障害のあり方への偏見)

※合理的な配慮の例：典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられます。

佐倉市障害者差別解消支援地域協議会について

佐倉市では、障害者差別解消法の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する障害者に対する支援が効果的に実施されるよう、関係機関により佐倉市障害者差別解消支援協議会を設置しております。

この協議会は、次の機関の構成員や関係者(17人以下)で構成しています。

- ・成田公共職業安定所
- ・千葉県印旛健康福祉センター
- ・佐倉市総務部人事課
- ・佐倉市市民部自治人権推進課
- ・佐倉市教育委員会教育センター
- ・佐倉市社会福祉協議会
- ・民生委員・児童委員
- ・佐倉市障害者総合支援協議会
- ・佐倉商工会議所
- ・市内の公共交通機関関係者
- ・法曹関係者
- ・市内の障害者団体

会議録(要録)

令和3年度

第1回会議録

 [会議録\(ファイル名:20211112_kaigiroku1.1.pdf サイズ:3.00MB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード\(無償\)してください。](#)

佐倉市職員の対応について

民間事業者のみなさまも合理的配慮の提供が義務化されます

2021年5月、障害者に対する「合理的配慮の提供」を民間事業者にも義務づける改正障害者差別解消法が成立しました。

この改正法は3年以内に施行されることから、遅くとも2024年5月に施行されます。この施行に向けて、民間事業者は合理的配慮を適切に提供ができるよう体制を整備する必要があります。

「障害を理由とする差別」とは

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※社会的障壁：障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの

- (1) 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- (2) 制度（利用しにくい制度など）
- (3) 慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）
- (4) 観念（障害のあり方への偏見）

「合理的配慮」の提供とは

様々な場面で、事業者に対して障害者から何らかの配慮を求められた場合、事業者側は過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除く配慮を行うこと。

※合理的な配慮の例：典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

今後、このページでは、事業者のみなさまの体制整備に役に立つ情報を掲載していきます。